

## 吉川市障がい者計画推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に規定する市町村障害者計画として策定された第4次吉川市障がい者計画（以下「計画」という。）に関し、提言及び助言を行うことを目的として、吉川市障がい者計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の推進に対する提言及び助言に関すること。
- (2) 計画の改定のための提言及び助言に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援事業所の代表者
- (3) 保健関係機関の代表者
- (4) 障がい者福祉施設の代表者
- (5) 障がい者団体等の代表者
- (6) ボランティア団体関係者
- (7) 現に障害者手帳を有する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議は、会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、こども福祉部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月5日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日をもって廃止する。